

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年6月29日
【事業年度】	第113期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）
【会社名】	浅香工業株式会社
【英訳名】	ASAKA INDUSTRIAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 古賀 秀一郎
【本店の所在の場所】	堺市堺区海山町2丁117番地
【電話番号】	(072)229-5137
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部本部長 岡田 実
【最寄りの連絡場所】	堺市堺区海山町2丁117番地
【電話番号】	(072)229-5137
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部本部長 岡田 実
【縦覧に供する場所】	浅香工業株式会社東京支店 (さいたま市南区文蔵4丁目11番5号) 浅香工業株式会社名古屋支店 (愛知県春日井市勝川新町3丁目4番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第109期	第110期	第111期	第112期	第113期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (千円)	8,340,383	8,663,092	8,887,930	8,229,615	7,879,265
経常利益 (千円)	202,233	197,232	192,477	36,990	45,991
当期純利益 (千円)	146,106	107,345	124,834	10,593	22,392
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	829,600	829,600	829,600	829,600	829,600
発行済株式総数 (株)	10,370,800	10,370,800	10,370,800	10,370,800	10,370,800
純資産額 (千円)	2,391,301	2,522,548	2,728,350	2,597,155	2,723,871
総資産額 (千円)	5,475,291	5,874,231	6,274,271	5,713,263	5,585,431
1株当たり純資産額 (円)	248.64	262.32	283.82	270.18	283.39
1株当たり配当額 (円)	4.00	4.00	4.00	3.00	2.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	15.19	11.16	12.98	1.10	2.33
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	43.7	42.9	43.5	45.5	48.8
自己資本利益率 (%)	6.3	4.4	4.8	0.4	0.8
株価収益率 (倍)	8.0	11.6	18.6	132.7	62.7
配当性向 (%)	26.3	35.8	30.8	272.7	85.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	175,434	203,528	119,077	251,380	36,171
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	66,960	109,976	35,189	127,001	47,505
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	69,714	43,959	59,210	123,009	74,847
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	807,390	856,982	952,038	696,665	705,495
従業員数 (人)	153	159	157	162	151
[外、平均臨時雇用者数]	[17]	[17]	[18]	[19]	[17]

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が無いため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【沿革】

明治26年5月	わが国で初めてショベル・スコップを生産、企業化。
明治30年1月	商標として象印を登録。
昭和6年11月	会社組織に改組、社名を株式会社浅香本店として発足。
昭和15年9月	大阪府堺市三宝地区（現在、堺市堺区海山町）に本社工場と事務所を新設。 （昭和20年7月戦災により焼失）
昭和16年12月	浅香鍛工株式会社を吸収合併し、浅香工業株式会社と改称。
昭和24年5月	大阪証券取引所（のち、昭和38年10月市場第二部に指定替）に上場。
昭和36年4月	堺市海山町（現在、堺市堺区海山町）に工場を新設。
昭和36年6月	東京都墨田区に東京営業所を新設。（現在、東京支店） その後埼玉県浦和市（現在、さいたま市）に移転。
昭和38年6月	特機課を設置、鋼製型枠等の製造を開始。昭和47年4月物流課に改称、物流機器類の製造販売を開始、現在の物流システム本部の起源となる。
昭和45年7月	宮崎県東諸県郡国富町に関連会社、国富産業株式会社を設立。（現在、子会社）
昭和45年11月	堺市三宝町（現在、堺市堺区三宝町）に子会社、アサカ金商株式会社を設立。
昭和47年12月	北海道江別市に北海道営業所を新設。（現在、北海道支店）
昭和50年11月	愛知県春日井市に名古屋営業所を新設。（現在、名古屋支店）
昭和50年11月	福岡市博多区に福岡営業所を新設。（現在、福岡支店）
昭和53年2月	子会社、アサカ金商株式会社の販売部門を譲受。
昭和57年4月	エレクトロニクスを組み込んだ重量用回転ラックを開発し、9月、物流課を物流システム部（現在、物流システム本部）に昇格、メカトロ製品の生産販売体制を整備。
昭和60年10月	堺市海山町（現在、堺市堺区海山町）に本社事務所を新設。
昭和61年7月	堺市海山町（現在、堺市堺区海山町）にショベル工場1棟を新設。
昭和62年10月	子会社、アサカ金商株式会社の営業の全部を譲受、同社は解散。
平成4年1月	堺市海山町（現在、堺市堺区海山町）に物流機器の多目的施設1棟を新設。
平成6年4月	仙台市宮城野区に仙台営業所を新設。
平成10年2月	茨城県稲敷郡（現在、稲敷市）に茨城物流センターを新設。
平成17年2月	株式会社伍藤の株式を全数取得し完全子会社とする。（のち、神奈川営業所）
平成17年4月	国富産業株式会社と株式交換を行い、同社を完全子会社とする。
平成17年9月	株式会社伍藤を吸収合併し、神奈川営業所として開設する。
平成20年6月	仙台営業所を閉鎖し、東京支店に統合する。
平成25年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の現物市場統合に伴い、東京証券取引所市場第二部に上場。
平成27年5月	神奈川営業所を閉鎖し、東京支店に統合する。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の子会社）は、当社（浅香工業株式会社）及び子会社1社（国富産業株式会社）により構成されており、生活関連用品の製造、販売及び物流機器の販売を主たる業務としております。

当社グループの事業内容及び当社と子会社の当該事業に係る位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 生活関連用品

ショベル類（ショベル、スコップ、スベード）の製造、販売及びアウトドア用品類（園芸用具）、工事・農業用機器類（土木・建築工事用機器、農具、木工製品）の販売を主たる業務としております。

ショベル類は、当社が製造販売し、子会社国富産業株式会社では、当社のショベル類製造にかかわるショベル柄（原材料）及び木製品を製造しております。なお、アウトドア用品類、工事・農業用機器類（子会社製造品を除く。）は仕入商品であり、当社がすべて販売を行っております。

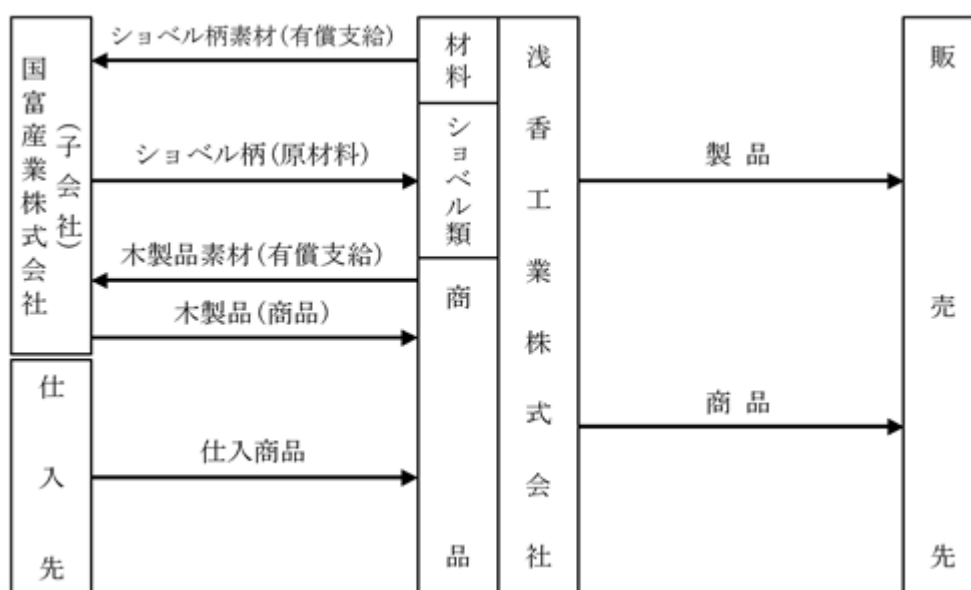
(2) 物流機器

電動移動棚、回転ラック、重・中・軽量ラック、搬送用具、店舗什器の仕入商品の販売を主たる業務としております。

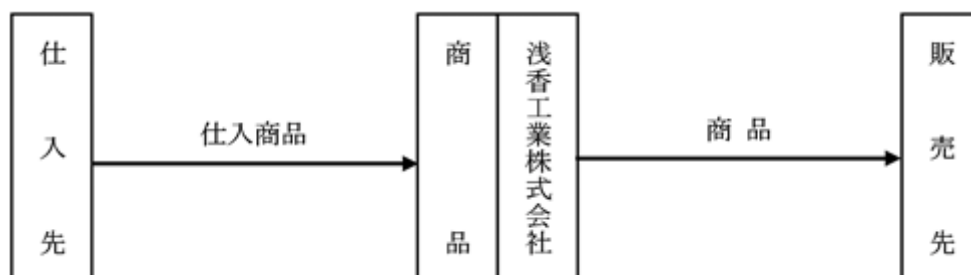
[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

（生活関連用品）



（物流機器）



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成29年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
151(17)	44歳1ヵ月	18年2ヵ月	4,551

セグメントの名称	従業員数(人)
生活関連用品	108(10)
物流機器	30(2)
報告セグメント計	138(12)
全社(共通)	13(5)
合計	151(17)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()内に外書きしております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、JAM労働組合に所属し、平成29年3月31日現在における組合員数は115名で、ユニオンショップ制であります。

なお、会社と組合の間には特記すべき事項はなく、協力的で円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、政府の金融・経済政策の効果により、雇用や所得環境の改善が続く等、景気は緩やかな回復基調で推移していましたが、新興国経済の減速や英国のEU離脱問題に加えて米国新政権の政策動向による経済への影響も懸念される等、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような情勢下におきまして、当社は、主要販売先への営業戦力アップを図るとともに新規販路、新規市場の開拓とその市場に合わせた製品開発に努力してまいりましたが、個人消費は引き続き力強さに欠け、設備投資についても内外経済の不透明感を背景に慎重な状況が続いており、売上高は7,879百万円（前期8,229百万円）となりました。

利益面につきましては、コストの低減と諸経費の節減等に努めました結果、営業利益は27百万円（前期は26百万円の営業損失）、経常利益は45百万円（前期36百万円）、当期純利益は22百万円（前期10百万円）となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

（生活関連用品）

ショベル類につきましては、1月以降、日本海側の降雪によりアルミスコップの販売量が増加しましたが、公共事業関連等の需要低迷に加え、個人消費の伸び悩みが影響し、国内向け売上高は839百万円（対前期比3.1%減）となりました。輸出は、主力取引先であるイランへの経済制裁が一部緩和され、徐々に受注状況が回復し、また新規販路への拡販対策により、売上高は117百万円（対前期比17.9%増）となり、ショベル類全体の売上高は956百万円（対前期比0.9%減）となりました。

また、アウトドア用品類、工事・農業用機器類につきましては、ショベル類同様、降雪の影響により除雪関連用品の動きは活発になりましたが、消費者マインドの低迷による影響から依然としてホームセンター市場における農具、園芸用品類の動きが鈍く、売上高は4,475百万円（対前期比1.7%減）となり、生活関連用品全体の売上高は5,432百万円（対前期比1.6%減）となりました。

（物流機器）

企業収益は緩やかな回復基調にあるものの、業界内における設備投資は依然として慎重姿勢にあり、主力製品である移動棚等の拡販に努力するも、価格競合等の影響もあって、売上高は2,446百万円（対前期比9.7%減）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べて8百万円増加し、705百万円となりました。

なお、当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、36百万円（前期は251百万円の支出）となりました。これは主に仕入債務の減少額が215百万円となったものの、売上債権の減少額と減価償却費の合計が243百万円となったためであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は、47百万円（前期は127百万円の支出）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出と保険積立金の積立による支出の合計が76百万円となったものの、保険積立金の払戻による収入が132百万円となったためであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、74百万円（前期は123百万円の収入）となりました。これは主に配当金の支払額と短期および長期借入金の純減額の合計が74百万円となったためであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度の実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前期比(%)
生活関連用品(ショベル類)	897,926	78.6

- (注) 1. 金額は平均販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当事業年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	商品仕入高(千円)	前期比(%)
生活関連用品	4,564,582	101.9
物流機器	2,411,304	91.9
合計	6,975,886	98.2

- (注) 1. 金額は平均販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当社の製品(ショベル類)は受注見込による生産方法をとっております。

(4) 販売実績

当事業年度の実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前期比(%)
製品 生活関連用品(ショベル類)	956,359	99.1
商品 生活関連用品	4,475,939	98.3
生活関連用品 計	5,432,298	98.4
物流機器	2,446,967	90.3
合計	7,879,265	95.7

- (注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度		当事業年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
ニチユ三菱フォークリフト株式会社	1,556,393	18.9	1,306,709	16.6

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針

当社は、創立以来「良品声なくして人を呼ぶ」をモットーに、品質第一主義の経営理念をもって、お客様の満足する製品・商品を提供し、品質に対する信頼を得てまいりました。

今後、更に全員参加の品質保証システムを確立すると共に、自然環境との共生並びに少子高齢化時代を見据えた新たな製品・商品開発にチャレンジし、お客様のニーズに機敏に対応出来る企業として、常に高い目標に向かって邁進し社会に貢献することを経営の基本としております。

(2) 経営環境、経営戦略等および対処すべき課題

当社は品質第一主義の経営方針に基づき、お客様に満足頂く製品の開発や品揃えを中長期的経営の重点目標としております。また、販路の拡大と粗利益の改善を図る一方、販売費及び一般管理費の削減に努め合理的かつ効率的な経営を推進し、ROE（自己資本利益率）の向上を目指し、株主利益の拡大に努めてまいります。

会社に対処すべき課題として、現在展開中の具体的な取り組みは以下のとおりであります。

当社の主力製品であるショベル・スコップについては、海外からの廉価品との競合等、厳しい環境下にあるが、ユーザー志向に沿った製品の品揃えを目指し、名実共に業界トップの維持・確保に全力を尽くす。

土農工具・園芸用品については、新製品の開発、既存商品の改善、改良を重視し更なる拡充を図る。

物流システム関連商品については、新規販路の拡大に加え、納入実績のあるユーザーに対するサービスの強化・掘起しを重点に顧客の満足度を満たす営業活動と技術の向上に力を注ぐ。

少子高齢化時代に即応した安全で使いやすい商品の提供をはじめ防災関連用品等、時代の変化にマッチした斬新な商品企画・商品改革に全力を尽くす。

その他人材の育成については、安全教育の徹底及びモラルの向上と規律正しい活力ある組織作りを目指し経営の効率性を図ると共にコンプライアンスの徹底、適時適正開示、リスク管理等を含め内部統制の更なる充実に力を注ぐ。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針について

基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式等の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる特定の者の大規模買付行為（議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為）を受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えますが、当社株主の皆様が、その有する権利に関して重大な影響を持ちうる大規模買付行為に際して適切な判断を行うためには、大規模買付者からの情報提供のみならず、当社取締役会を通じた適切かつ十分な情報の提供および大規模買付行為に対する当社取締役会の評価や意見等の提供が必要不可欠なものであると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は寛文元年（1661年）に創業いたしました。その後、明治24年にショベル、スコップの国産化に成功して以来、「良品声なくして人を呼ぶ」という経営理念に沿った品質第一主義の製品・商品創りに徹し、象印のシンボルマークをもって業界をリードするメーカーとしての地位を築いてまいりました。昨今の品質を度外視した海外からの廉価品が溢れる市場の中で、プロが作り、プロが使用する品質本位のモノ作りをする技術の伝承とともに、自然環境との共生、少子高齢化時代を見据えた新たな商品開発に徹することが、当社の社会的使命であり、これを実現していくことが、長期にわたり当社の企業価値を向上させ株主共同の利益確保に資するものであると考え、企画開発室を中心に新製品の開発、既存商品の改善等に取り組んでおります。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社株式等に対する大規模買付行為を行う場合の手続きとして、大規模買付者に対して、買付行為の前に、当社取締役会に対し十分な情報提供をすること、その後、当社取締役会がその買付行為を評価・交渉・代替案を提出する期間を設けることとするルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めました。この大規模買付ルールが遵守されない場合、株主の皆様を保護する目的で、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じます。

イ．大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づいて当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。なお、大規模買付ルールに基づいて書面等の作成を要する場合には日本語によるものとし、また、資料等を提供する必要がある場合において、当該資料中に日本語以外の言語により作成されたものが存する場合には、提出者は日本語訳を添付していただきます。

(a) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立って、当社宛に、大規模買付ルールを遵守する旨の意向表明書を提出していただきます。

意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、現在保有する当社株式等の数、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。

大規模買付行為の提案があった場合には、当社は、適時開示に関する法令および金融商品取引所の規則に従い開示します。

(b) 情報提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社は、上記意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、提供いただくべき大規模買付情報のリストを意向表明書記載の大規模買付者の国内連絡先に宛てて発送します。

大規模買付情報の主な項目の概要は次のとおりです。

大規模買付者およびそのグループの概要

大規模買付行為の目的および内容

当社株式の買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け

大規模買付行為完了後に最終的に経済的利益を得ることを目的として、当該買付資金を大規模買付者およびそのグループに供給している個人、法人等の概要

大規模買付行為完了後に意図する当社の経営方針、事業計画等

なお、当初提供していただいた大規模買付情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して必要な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(c) 大規模買付情報の検討および意見表明等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。

但し、取締役会は、大規模買付行為の目的・方法・内容、大規模買付行為完了後における当社経営方針・事業計画等の特別に時間を要すると認められるときは、最大90日間まで取締役会評価期間を延長できるものとし、この場合、取締役会は、評価期間を延長する理由、延長される日数を大規模買付者に通知するとともに、直ちに株主の皆様を開示いたします。

従って、大規模買付行為は、取締役会の意見公表後、または取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、必要に応じ独立した外部専門家等（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等を含みます。）の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対して代替案を提示することもあります。

ロ．大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(a) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したものと判断される場合には、当社取締役会が、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。もっとも、大規模買付ルールが遵守されているものと判断される場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合（以下、かような大規模買付行為を「濫用的買収」といいます。）、当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対策を講じることがあります。具体的には次に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合に、濫用的買収に該当するものと考えます。

下記に掲げる行為等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- () 真に当社の企業経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を吊り上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合
- () 当社の経営を一時的に支配し当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社に移譲させる目的で、当社の株式の買収を行っているとして判断される場合
- () 当社の経営を支配した後に当社の資産を買収買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
- () 当社の経営を一時的に支配して、当社の不動産、有価証券等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかまたは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合

強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

買付行為の条件（買付金額、時期、方法の適法性、買付の実行可能性、利害関係者との関係等）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当なものであると合理的に判断できる買付等である場合

買付行為後の経営方針や事業計画の内容が不十分で、利害関係者との信頼関係や取引関係等を毀損することや、企業価値ひいては、株主共同の利益に反する重大なおそれのある場合

当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を損なうか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後における経営方針等を含む大規模買付情報に基づいて、独立の外部専門家等や特別委員会の助言を得ながら当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的な内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を検討し、取締役全員の賛同を得たうえで決定することとします。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合であっても、かつ、当該大規模買付行為が濫用的買収に該当しない場合であっても、当社取締役会として当該大規模買付行為についての反対意見を表明し、あるいは代替案を提示すること等により、当社株主の皆様を説得する行為を行うことがあります。

その場合、大規模買付者の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該提案および当該提案に対する当社が提示する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、株式分割、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款の認めるものを行って、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。

具体的にいかなる対抗策を講じるかについては、当社取締役会が、その時点で最善であると判断したものを選択いたします。

(c) 具体的対抗策発動時に株主および投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守られることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗策をとることがあります。

しかしながら、当該対抗策の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることが想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗策をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗策として考えられるもののうち、株式分割および新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

株式分割を行う場合には、当社株主の皆様にとりまして必要となる手続きは特にありませんが、別途当社取締役会が決定し、公告する株式分割基準日までに株主名簿に記載または記録の手続きを完了していただく必要があります。

新株予約権の発行または行使につきましては、新株予約権または新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込をしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、当社取締役会が決定し、公告する新株予約権割当基準日における当社の株主名簿に記載または記録された株主に新株予約権が割当てられますので、当該基準日までに株主名簿に記載または記録の手続きを完了していただく必要があります。

新株予約権の割当てを受けた株主の皆様には、権利行使期間内に、別途当社取締役会において定める行使価額を払込んでいただくことにより、当社普通株式が交付されることとなります。行使期間内において新株予約権を行使いただかなかった場合には、権利行使期間の満了により新株予約権は消滅し、他の株主の皆様による新株予約権の行使による保有株式の希釈化が生じることとなります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合は、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭を払込むことなく当社株式を受領されることとなりますので格別の不利益は発生いたしません。

当社取締役会は、防衛策の発動を決議した後も、次のいずれかの事由に該当すると判断した場合は、無償割当の効力が発生するまでの間においては、本新株予約権の無償割当を中止する旨の新たな決議を、また、無償割当の効力発生後行使期間開始日の前日までの間においては本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな決議を、それぞれ行うことができるものとします。

当該決議後大規模買付者が買付等を撤回した場合、その他大規模買付行為が存しなくなった場合

当該決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、本新株予約権の無償割当を実施することまたは行使を認めることが相当でない場合

なお、この場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提として売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により、相応の損害を被る可能性があります。

また、大規模買付者以外の第三者に対して、大規模買付者が有していた本新株予約権を譲渡等によって保有することに至った場合には、当社はこのような新株予約権の取得を複数回行うことができるものとします。

(d) 大規模買付ルールの廃止および変更

本対応方針を決定した当社取締役会においては、全取締役の賛成により決議されましたが、当取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

なお、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益の向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて本対応方針を変更し、または新たな対応策等を導入することがあります。

本対応方針の有効期限は、平成31年6月開催予定の定時株主総会終結後に最初に開催される取締役会の終了時点までとします。

また、有効期限満了前であっても、本対応方針は、当社取締役会の決議により廃止または変更されることがあります。当社取締役会は、本対応方針を継続、廃止および変更することを決定した場合には、その旨を速やかにお知らせいたします。

本対応策が会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

イ．本対応策が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。

ロ．本対応策が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

本対応策は、基本方針の内容に記載したとおり、当社の企業価値や株主共同の利益を確保し、向上させることを前提としております。

また、本対応策は、平成19年4月13日開催の当社取締役会にて決定し、同年定時株主総会において、平成22年6月開催の定時株主総会終結後の最初に開催される取締役会の日までを有効期限とし、当社の株式等大規模買付行為への対応方針としてまいりました。

その後、この対応策の一部に修正を加えながら、実質的に同一の内容にて更新することを平成22年6月29日開催の当社第106期定時株主総会、平成25年6月27日開催の当社第109期定時株主総会および平成28年6月29日開催の当社第112期定時株主総会において、本対応策の継続に関し、株主の皆様のご承認をいただきました。

これにより株主の皆様のご意向が反映されておりますので、本対応策は当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。

ハ．本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

大規模買付行為の対応策を適正に運用し、当社取締役会に恣意的な判断がなされることを防止するための独立機関として、引き続き特別委員会を設置いたします。

特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするために、当社社外取締役および社外有識者（弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等）の中から選任します。

当社の大規模買付行為の対応策が、当社役員の地位の維持目的ではなく、当社の企業価値および株主共同の利益の確保ないしその向上という目的を達成するためには、客観的かつ合理的な判断を行うことが求められるため、重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会は当委員会の勧告を最大限に尊重するものとしております。

4【事業等のリスク】

当社の経営成績、株価および財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 不良債権発生によるリスク

1社集中型の取引が多くなりつつある現況の中で、今後、債権管理をより一層強化していく方針ですが、予測不能な事態が生じた場合には、業績と財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 季節商品依存によるリスク

季節商品の比重が大きく、需要期における多雨・小雪等、天候の状況によっては業績と財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 海外取引にかかるリスク

輸出については、アメリカ・イラン等主要輸出国での不況と為替の動向如何によっては、業績と財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 災害等によるリスク

製造ラインの中断による潜在的なマイナス影響を最小化するために設備における定期的な災害防止検査と設備点検を行っております。しかし、生産設備で発生する災害、停電またはその他中断事象による影響を完全に防止できる保証はありません。従って大規模な地震やその他の操業を中断する事象が発生した場合、生産能力が著しく低下する可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

特記すべき事項はありません。

6【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

(流動資産)

電子記録債権は164百万円増加したものの、売掛金は317百万円減少し、それぞれ383百万円、1,121百万円となりました。また、未収入金は68百万円減少し、90百万円となりました。その結果、流動資産の残高は192百万円減少し4,116百万円（前事業年度末は4,309百万円）となりました。

(固定資産)

有形固定資産は18百万円減少し315百万円、無形固定資産は20百万円減少し85百万円となりました。

投資有価証券は145百万円増加し766百万円となりました。この主な要因は、前事業年度末と比較し所有株式の時価が上昇したことによるものであります。その結果、固定資産の残高は64百万円増加し1,468百万円（前事業年度末は1,403百万円）となりました。

(流動負債)

支払手形は、223百万円減少し818百万円となりました。この主な要因は売上高の減少に伴い仕入高が減少したことによるものであります。また、賞与引当金、短期借入金がそれぞれ23百万円、20百万円減少し、37百万円、830百万円となりました。その結果、流動負債の残高は291百万円減少し2,541百万円（前事業年度末は2,833百万円）となりました。

(固定負債)

長期借入金は10百万円減少し97百万円となりました。一方、繰延税金負債、退職給付引当金がそれぞれ38百万円、9百万円増加し、63百万円、155百万円となりました。その結果、固定負債の残高は37百万円増加し319百万円（前事業年度末は282百万円）となりました。

(純資産)

繰越利益剰余金は3百万円減少し530百万円となりました。一方、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益がそれぞれ98百万円、34百万円増加し217百万円、40百万円となりました。その結果、純資産の残高は126百万円増加し2,723百万円（前事業年度末は2,597百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの分析

(キャッシュ・フロー)

「第2事業の状況 1業績等の概要 (2)キャッシュ・フロー」に記載しております。

(キャッシュ・フローの指標)

回次	第109期	第110期	第111期	第112期	第113期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
自己資本比率(%)	43.7	42.9	43.5	45.5	48.8
時価ベースの自己資本比率(%)	21.3	21.3	37.1	24.6	25.1
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	5.3	4.6	7.7	-	28.4
インタレスト・カバレッジ・レシオ	11.8	13.3	8.4	-	2.5

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー / 利払い

(注) 1. 株式時価総額は、自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

2. キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用しております。

3. 有利子負債は、貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としておりません。

4. 第112期の「キャッシュ・フロー対有利子負債比率」及び「インタレスト・カバレッジ・レシオ」については、営業キャッシュ・フローがマイナスのため、記載しておりません。

(3) 経営成績の分析

当事業年度における売上高は7,879百万円(前期8,229百万円)となりました。売上高が減少した主な要因は、個人消費は引き続き力強さに欠け、設備投資についても内外経済の不透明感を背景に慎重な状況が続いたことによるものであります。

利益面につきましては、コストの低減と諸経費の節減等に努めました結果、営業利益は27百万円(前期は26百万円の営業損失)、経常利益は45百万円(前期36百万円)、当期純利益は22百万円(前期10百万円)となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社では競争の激化に対処し製品の原価低減と品質向上を図るため、生産設備等の合理化を推進し、生活関連用品を中心に総額36百万円の投資を実施いたしました。

2【主要な設備の状況】

当社は、国内に工場1カ所と、支店4カ所を有している他、物流センター1カ所を設けております。
 以上のうち、主要な設備は、以下のとおりであります。

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬 具(千円)	土地 (千円) (面積m ²)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (堺市堺区)	生活関連用品 物流機器 その他	統括業務施設 販売設備	134,953	12,369	1,444 (9,394)	14,223	162,992	68 (7)
ショベル工場 (堺市堺区)	生活関連用品	ショベル類製 造設備	51,717	73,223	1,890 (12,290)	2,456	129,288	26 (8)
東京支店 (さいたま市南区)	生活関連用品 物流機器	販売設備	1,744	0	- (1,975)	1,195	2,939	28 (1)
北海道支店 (北海道江別市)	生活関連用品	"	3,077	0	5,411 (3,519)	70	8,559	7 (-)
名古屋支店 (愛知県春日井市)	生活関連用品 物流機器	"	102	0	- (605)	602	705	9 (-)
福岡支店 (福岡市博多区)	生活関連用品 物流機器	"	2,515	0	- (731)	0	2,515	12 (-)
茨城物流センター (茨城県稲敷市)	生活関連用品	配送設備	240	0	- (2,451)	3,127	3,368	1 (1)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2. 東京支店、名古屋支店、福岡支店及び茨城物流センターの土地は賃借しております。

3. 従業員数の()は、臨時従業員数を外書きしております。

4. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	数量(台)	リース期間(年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
車輛	45	1～5	16,549	42,357
事務用機器類	11	1～5	1,391	1,685

3【設備の新設、除却等の計画】

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

(注) 平成29年6月29日開催の第113期定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日(平成29年10月1日)をもって、発行可能株式総数は4,000,000株となります。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成29年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成29年6月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,370,800	10,370,800	東京証券取引所市場第二部	単元株式数 1,000株
計	10,370,800	10,370,800	-	-

(注) 平成29年6月29日開催の第113期定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日(平成29年10月1日)をもって、単元株式数は100株となります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成20年3月24日	700,000	10,370,800	-	829,600	-	509,408

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(6)【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	6	18	69	5	-	1,126	1,224	-
所有株式数(単元)	-	1,554	145	2,281	18	-	6,277	10,275	95,800
所有株式数の割合(%)	-	15.12	1.41	22.20	0.18	-	61.09	100.00	-

(注) 自己株式758,960株は、「個人その他」の欄に758単元及び「単元未満株式の状況」の欄に960株を含めて記載しております。

(7)【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
浅香工業取引先持株会	堺市堺区海山町2丁117番地	973	9.38
浅香 久平	大阪府高石市	971	9.36
株式会社近畿大阪銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	456	4.39
アサカ従業員持株会	堺市堺区海山町2丁117番地	393	3.79
株式会社みなと銀行	神戸市中央区三宮町2丁目1番1号	382	3.68
ニチユ三菱フォークリフト株式会社	京都府長岡京市東神足2丁目1番1号	341	3.29
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	320	3.08
日本伸銅株式会社	堺市堺区匠町20番地1号	300	2.89
株式会社西沢材木店	和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口1535	254	2.44
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	200	1.92
象印マホービン株式会社	大阪市北区天満1丁目20番5号	200	1.92
計	-	4,791	46.19

- (注) 1. 当社は自己株式(758千株、持株比率7.31%)を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 前事業年度末において主要株主でなかった浅香工業取引先持株会は、当事業年度末現在では主要株主になっております。
3. 浅香久平氏は、平成29年6月14日に逝去されました。

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 758,000	-	単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,517,000	9,517	同上
単元未満株式	普通株式 95,800	-	1単元(1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	10,370,800	-	-
総株主の議決権	-	9,517	-

【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 浅香工業株式会社	堺市堺区海山町2 丁117番地	758,000	-	758,000	7.31
計	-	758,000	-	758,000	7.31

(9)【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	950	148,910
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	758,960	-	758,960	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めておりません。

3【配当政策】

当社における配当政策の基本方針は、業績・配当性向・内部留保等を総合的に勘案し、株主各位に対して安定的な配当の維持及び適正な利益還元をすることが経営の重要課題の一つと考えております。

また、内部留保金につきましては、業容拡大のための設備投資、新製品の開発及び経営体制の効率化・省力化を図るための投資等の他、資本構成の改善と株主利益の向上のため、自己株式の消却等、資本政策・配当政策の一環として活用する所存であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づいて、業績、その他諸般の事情を勘案いたしました結果、1株につき2円の配当を実施いたしました。

なお、当社の剰余金の配当は、株主総会の決議による期末配当を基本方針としておりますが、会社法第454条第5項の規定に基づき、「当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株主質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当をおこなうことができる。」旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成29年6月29日 定時株主総会	19,223	2.00

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第109期	第110期	第111期	第112期	第113期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	140	196	314	285	193
最低(円)	95	113	122	133	123

(注) 最高・最低株価は、平成25年7月16日より東京証券取引所市場第二部におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	平成28年11月	平成28年12月	平成29年1月	平成29年2月	平成29年3月
最高(円)	141	180	166	193	172	159
最低(円)	135	134	158	162	157	143

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

5【役員の状況】

男性 9名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)		古賀 秀一郎	昭和32年6月21日生	昭和56年3月 入社 平成16年4月 営業部西部営業担当次長兼福岡支店長 平成19年4月 営業部西部営業担当部長兼商品部部長 平成19年6月 取締役営業部西部営業担当部長兼商品部部長 平成20年5月 国富産業株式会社 取締役(現任) 平成20年6月 取締役営業部本部長兼企画開発室室長 平成23年6月 常務取締役営業部本部長兼企画開発室室長 平成24年6月 代表取締役社長(現任)	(注)5	74
専務取締役	管理本部本部長	岡田 実	昭和35年8月8日生	昭和58年3月 入社 平成16年4月 総務部次長 平成19年4月 総務部部長 平成19年6月 取締役総務部部長 平成23年6月 常務取締役管理本部本部長兼総務部部長 平成24年6月 専務取締役管理本部本部長(現任)	(注)5	60
取締役	経理部部長	山本 信男	昭和32年6月10日生	昭和56年3月 入社 平成17年4月 物流システム部東部担当次長 平成20年7月 内部監査室次長 平成20年12月 内部監査室部長 平成21年7月 経理部部長 平成23年6月 取締役経理部部長(現任)	(注)5	31
取締役	物流システム部本部長	河本 幸博	昭和34年3月20日生	昭和57年3月 入社 平成18年4月 物流システム部西部担当次長 平成22年4月 物流システム部営業担当部長 平成23年6月 取締役物流システム部本部長(現任)	(注)5	35
取締役	営業部本部長	野村 剛	昭和34年3月13日生	昭和57年3月 入社 平成25年4月 営業部西部担当部長兼福岡支店支店長 平成27年7月 営業部副本部長兼同西部担当部長 平成28年10月 営業部本部長 平成29年6月 取締役営業部本部長(現任)	(注)5	9
取締役	生産部部長	菅 浩範	昭和35年3月7日生	昭和57年3月 入社 平成19年7月 営業部東部営業担当次長 平成26年4月 営業部本部長付次長 平成26年10月 営業部本部長付次長兼商品部部長 平成28年10月 商品部部長兼企画開発室室長 平成29年5月 国富産業株式会社 代表取締役社長(現任) 平成29年6月 取締役生産部部長(現任)	(注)5	4
取締役 (監査等委員) (常勤)		林 弘章	昭和32年11月30日生	昭和55年3月 入社 平成18年4月 営業部東京支店担当次長 平成20年7月 営業部東京支店担当部長 平成23年4月 営業部東部担当部長 平成23年6月 取締役営業部東部担当部長 平成27年6月 常勤監査役 平成28年6月 取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	34

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)		中務 正裕	昭和40年1月19日生	平成6年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 平成6年4月 中央総合法律事務所(現、弁護士 法人中央総合法律事務所) 入所 平成18年4月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成18年6月 監査役 平成22年6月 貝塚市公平委員(現任) 平成24年7月 弁護士法人中央総合法律事務所 代表社員(現任) 平成27年4月 大阪弁護士会副会長 平成27年6月 荒川化学工業株式会社 監査役 平成27年6月 日本電通株式会社 監査役 平成28年6月 荒川化学工業株式会社 取締役 (監査等委員)(現任) 平成28年6月 株式会社中山製鋼所 取締役(現 任) 平成28年6月 日本電通株式会社 取締役 (監査等委員)(現任) 平成28年6月 取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	16
取締役 (監査等委員)		田中 宏明	昭和40年8月15日生	平成元年10月 監査法人 朝日新和会計社(現、 有限責任 あずさ監査法人) 入所 平成5年3月 公認会計士登録 平成5年11月 税理士登録 平成5年11月 田中宏明税理士事務所開設 所長 (現任) 平成6年8月 朝日監査法人(現、有限責任 あ ずさ監査法人) 退所 平成27年6月 監査役 平成28年6月 取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	4
計						267

- (注) 1. 平成28年6月29日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 監査等委員である取締役 中務正裕及び田中宏明は、社外取締役であります。
3. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長 林 弘章 委員 中務 正裕 委員 田中 宏明
4. 監査等委員である取締役3名の任期は、平成28年3月期に係る定時株主総会の終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 監査等委員以外の取締役6名の任期は、平成29年3月期に係る定時株主総会の終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
6. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。
なお、補欠の監査等委員である取締役は社外取締役で略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
日潟 一郎	昭和40年9月4日生	平成4年10月 監査法人 朝日新和会計社(現、有限責任 あずさ監査法人) 入所 平成8年4月 公認会計士登録 平成18年9月 あずさ監査法人(現、有限責任 あずさ監 査法人) 退所 平成18年9月 税理士登録 平成18年10月 ひがた公認会計士事務所設立代表者(現 任)	(注)	-

- (注) 補欠の監査等委員である取締役の任期は、就任した時から退任した監査等委員である取締役の任期の終了の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められる中、株主及び投資家重視の基本方針のもとに健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の確立を重要な経営課題であると考え、積極的に取り組んでおります。

また、タイムリーディスクロージャーを経営の重要課題と認識しており、適時開示情報の正確かつ速やかな開示を第一と考え、コンプライアンスを重視した経営に力を注ぎ、経営の透明性・合理性の向上を図ると共に、安全かつ健全なる事業活動を通じ、企業価値を高めるべく社内体制の整備に積極的に取り組んでおります。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社は、平成28年6月29日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行は、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を通じて、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的としたものであります。

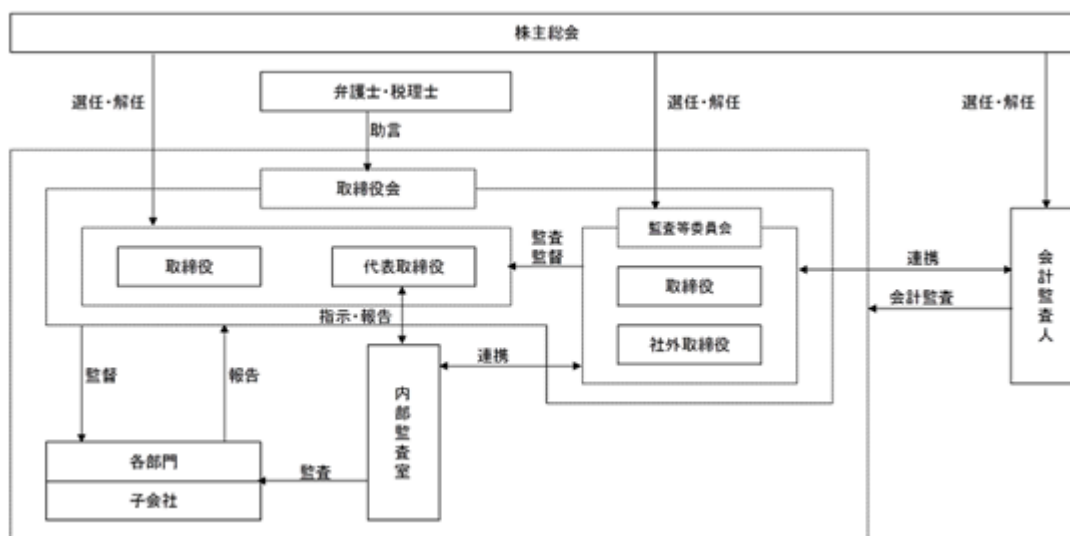
当社の現行の経営体制は、取締役6名（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されております。経営管理の意思決定機関である取締役会につきましては、原則として月に1回開催し、法令・定款・取締役会規則等に定められた事項の審議・決定、並びに取締役の業務執行状況を監視・監督しております。また、その他必要に応じ機動的に臨時取締役会も開催しております。

取締役会での決議事項以外の重要な業務執行に関しての審議ならびに決定は代表取締役が招集する管理本部主催の総務会議にて行います。

その他部課長会・経営改革会議・生産会議等、経営体制の確立に必要な会議体制を設け、各業務担当取締役がそれぞれの責任者となり運営しております。

監査等委員は取締役会への出席、決議内容の検閲などを通じ、取締役会の意思決定過程や業務執行状況等について監査する体制となっております。監査等委員会は法令・定款・監査等委員会規則等に従い、監査方針・年間監査計画等を決定し、会社の健全な経営と社会的信頼の向上に留意しつつ、公正かつ厳正な監査を行う体制を整えており、各監査等委員はそれぞれの立場のもとに各会の妥当・公正性を確保するための提言等を積極的に進める体制となっております。特に社外取締役（監査等委員）は、公認会計士の有資格者と弁護士の有資格者で、経理・財務面と取締役の行為が法令に適合しているかなど専門的知見から取締役の職務遂行の妥当性の監査に努めてまいります。

（コーポレート・ガバナンス体制の模式図）



ロ．内部統制システムの整備の状況

当社は取締役会において、内部統制システムの構築の基本方針について以下のとおり決議しております。

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
法令等の遵守（以下「コンプライアンス」という。）の体制に係る規程を制定するとともに、取締役及び使用人が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるための行動基準を設ける。
代表取締役は、管理本部担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者に任命し、管理本部がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。
社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力、団体とは一切の関係をもたず、会社組織をもって毅然とした姿勢で対応する。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理保存規程」を作成し、文章、または、電磁的媒体にて行う。また、必要に応じ関連規程の見直し改善を図る。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
業務執行に係るリスクを把握し、適切なリスク対応を行うために、リスク管理規程を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。
全社的なリスクを総括的に管理する部門は管理本部とし、各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
代表取締役は管理本部担当取締役を取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命する。
業務の運営については、経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう総括責任者が監督する。
各部門担当取締役は、経営計画に基づいた具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を整え、阻害する要因の分析とその改善に努める。
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として、月1回の定例取締役会を開催する。また、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催する。
- (e) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社ならびに子会社の管理は管理本部本部長（取締役）が統括し、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に関係会社連絡協議会を開催する。
子会社の所轄業務については、担当取締役が経営計画に基づいた施策と効率的な業務の遂行及びコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立、整備等を図るとともに、子会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。
取締役会及び子会社代表取締役は、問題点の把握と改善に努めるものとする。
- (f) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、補助すべき使用人を配置する。また、配置された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとする。
- (g) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が、監査等委員会に報告すべき事項、監査等委員が出席する会議、監査等委員が閲覧する書類等を明確に定め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し周知徹底を図る。
監査等委員会は必要に応じいつでも、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができる。
内部公益通報制度の適切な運用管理により、法令違反その他コンプライアンス上の問題について報告体制を確保している。
上記の報告をしたことを理由として、不利益な取り扱いをしてはならないことを、内部公益通報規程にて適切に運用するものとする。
- (h) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査等委員会と相互の意思疎通を図るため積極的に会合を持つこととする。
内部監査室は、内部監査の計画及び結果を、監査等委員会に対しても報告を行い相互の連絡を図る。
監査等委員からその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求があった場合には、必要でないとい明らかに認められる場合を除き、所定の手続に従い、これに応じるものとする。

八．リスク管理体制の整備の状況

経営リスクに対応するため、リスク管理委員会（各部担当取締役・部長、内部監査室部長、常勤監査等委員等）を設け、リスクヒアリングを年に1回実施し、リスクの見直し・軽減化を図っており、迅速に対応出来るよう管理体制の整備に努めております。また、重要な契約書類等については、原則として顧問弁護士に法的な内容確認を受けることとしております。

二．責任限定契約の内容と概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

内部監査及び監査等委員会監査の状況

内部監査室（人員2名）では、財務報告全体に重要な影響を及ぼす業務プロセスにおいて監査を行っております。その内部監査の計画や結果は監査等委員会及び取締役会に報告することとし、監査等委員はその後の進捗状況をチェックする体制となっております。なお、社外取締役 田中宏明氏につきましては、公認会計士及び税理士の資格を有しております。

監査等委員会監査は常勤監査等委員が中心となり、年間の監査等委員監査計画に基づき実施してまいります。また、取締役会その他重要な会議に出席し取締役の職務執行を監視することに努めてまいります。

会計監査につきましては、「 会計監査の状況」に記載のとおりであります。

なお、これらの監査の計画や結果につきましては、内部統制部門の責任者に対して適宜報告及び指導がなされております。また、監査等委員と内部監査室、監査等委員と会計監査人、内部監査室と会計監査人の相互連携については、それぞれ定期的に情報交換及び意見交換会を行い、お互いのコミュニケーションを図ってまいります。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は日根野谷正人及び宮本敬久の2名であり、有限責任 あずさ監査法人に所属しております。なお、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他8名であります。また、監査等委員とは定期的な打合せを含め、必要に応じて随時情報の交換を行うことで、相互の連携を高めてまいります。

なお、当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

社外取締役

当社の社外取締役は2名であります。

社外取締役 中務正裕氏は、弁護士法人中央総合法律事務所の代表社員であり、その法的知見に基づいて取締役の職務の妥当性を監査するため選任しております。なお、当社と同法律事務所は現在顧問契約中ではありますが、当該事務所にとって当社は主要取引先ではなく、意思決定に対して一般株主と利益相反する影響を与え得る取引関係はないものと判断しております。

また、同氏は荒川化学工業株式会社、日本電通株式会社及び株式会社中山製鋼所の社外取締役であります。当社と各社との間には取引関係はありません。

社外取締役 田中宏明氏は、田中宏明税理士事務所の所長であり、税務・会計に関する専門的知見を有しているため選任しております。なお、当社と同事務所との間には取引関係はありません。

以上のとおり、社外取締役2名は当社と特別な利害関係は無く独立性の高い人材であるとして、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、社外取締役 中務正裕及び田中宏明は、当社の株式をそれぞれ16千株、4千株所有しております。

当社は社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準・方針については、詳細な基準等を定めておりませんが、証券取引所が定める独立役員の独立性に関する資格要件や条件を参考にしつつ、会社経営の経験・見識を有している者、または、企業財務や会社法務等の専門分野における知見を有している者のうち、公正・適正に監査を実施でき取締役会・監査等委員会への出席が可能であることを必要条件とした上で、監査等委員会の同意を得ることで社外取締役を選任いたします。

なお、社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、取締役会及び監査等委員会において適宜報告及び意見交換に努めてまいります。また、監査等委員会監査につきましては、上記「 内部監査及び監査等委員会監査の状況」に記載のとおりであります。

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	56,714	56,714	-	-	-	5
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	6,546	6,546	-	-	-	1
監査役 (社外監査役を除く。)	3,410	3,410	-	-	-	2
社外役員	7,804	7,804	-	-	-	2

(注) 当社は、平成28年6月29日開催の第112期定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行しました。これに伴い、林 弘章氏、中務正裕氏および田中宏明氏は、同総会終結の時をもって監査役から監査等委員である取締役に就任したため、林 弘章氏に対する報酬等につきましては、監査役在任期間は監査役に、取締役在任期間は取締役(監査等委員)に含めて記載しております。また、同総会終結の時をもって退任した監査役1名の在任中の報酬等も含んでおります。

ロ．役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため記載しておりません。

ハ．使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

二．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第112期定時株主総会において月額10百万円以内(ただし、使用人分給与とは含まない。)と決議いただいております。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、同総会において月額3百万円以内と決議いただいております。

なお、役員の経営責任の明確化と企業価値向上に対する意欲の高揚を目的として、役員報酬の一部を業績連動型報酬として業績の向上を図っております。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

19銘柄 686,583千円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
ニチュ三菱フォークリフト(株)	263,192	121,068	商取引関係の維持・拡大のため
象印マホービン(株)	59,400	106,444	業務連携に向けての保有
(株)C K サンエツ	45,000	53,145	業務提携に向けての保有
(株)みなと銀行	302,845	45,729	金融取引を円滑にするため
三井物産(株)	31,580	40,896	商取引関係の維持・拡大のため
コーナン商事(株)	22,127	37,062	商取引関係の維持・拡大のため
昭和化学工業(株)	71,000	27,051	業務連携に向けての保有
(株)池田泉州ホールディングス	57,523	23,296	金融取引を円滑にするため
アークランドサカモト(株)	18,748	22,347	商取引関係の維持・拡大のため
イオン九州(株)	8,284	13,792	商取引関係の維持・拡大のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	25,800	13,454	金融取引を円滑にするため
イオン(株)	6,702	10,897	商取引関係の維持・拡大のため
(株)りそなホールディングス	26,048	10,460	金融取引を円滑にするため
日本伸銅(株)	47,000	4,559	業務連携に向けての保有
タツタ電線(株)	10,800	3,844	商取引関係の維持・拡大のため
(株)神戸製鋼所	30,000	2,970	商取引関係の維持・拡大のため
(株)みずほフィナンシャルグループ	13,786	2,317	金融取引を円滑にするため
日工(株)	4,074	1,397	業界動向等の情報収集のため

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
ニチュ三菱フォークリフト(株)	265,698	189,708	商取引関係の維持・拡大のため
象印マホービン(株)	59,400	95,931	業務連携に向けての保有
(株)C Kサンエツ	45,000	79,875	業務連携に向けての保有
(株)みなと銀行	30,888	63,907	金融取引を円滑にするため
三井物産(株)	31,580	50,922	商取引関係の維持・拡大のため
コーナン商事(株)	23,082	48,587	商取引関係の維持・拡大のため
(株)池田泉州ホールディングス	57,523	26,460	金融取引を円滑にするため
昭和化学工業(株)	71,000	26,412	業務連携に向けての保有
アークランドサカモト(株)	18,748	25,084	商取引関係の維持・拡大のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	25,800	18,052	金融取引を円滑にするため
(株)りそなホールディングス	26,048	15,574	金融取引を円滑にするため
イオン九州(株)	8,647	15,192	商取引関係の維持・拡大のため
イオン(株)	7,178	11,664	商取引関係の維持・拡大のため
日本伸銅(株)	4,700	6,185	業務連携に向けての保有
タツタ電線(株)	10,800	5,464	商取引関係の維持・拡大のため
(株)神戸製鋼所	3,000	3,048	商取引関係の維持・拡大のため
(株)みずほフィナンシャルグループ	13,786	2,812	金融取引を円滑にするため
日工(株)	814	1,640	業界動向等の情報収集のため

八．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は12名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

取締役等の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

自己株式取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行できるようにするため、自己の株式を取得することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議事項

当社は、株主総会の特別決議事項の審議を円滑に行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれをおこなう旨定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行う目的として、会社法第454条第5項の規定により、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株主質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当をおこなうことができる旨を定款で定めております。

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
20	-	20	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、代表取締役が監査報酬に対する監査日数、当社の規模・業務の特性等の要素を勘案し、監査等委員会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.1%
売上高基準	0.1%
利益基準	1.7%
利益剰余金基準	1.3%

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、迅速かつ確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報の収集を行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	785,160	794,596
受取手形	153,320	177,693
電子記録債権	219,129	383,779
売掛金	1,438,575	1,121,333
商品及び製品	1,314,256	1,248,787
仕掛品	31,679	35,761
原材料及び貯蔵品	152,452	176,883
前渡金	-	5,344
前払費用	17,310	17,285
繰延税金資産	28,496	4,687
未収入金	159,542	90,993
為替予約	7,873	57,976
その他	2,547	2,119
貸倒引当金	1,000	700
流動資産合計	4,309,345	4,116,542
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 1,125,870	1 1,124,850
減価償却累計額	917,600	932,060
建物(純額)	208,270	192,790
構築物	139,600	138,840
減価償却累計額	134,353	134,506
構築物(純額)	5,246	4,333
機械及び装置	2 879,010	2 888,595
減価償却累計額	795,464	803,001
機械及び装置(純額)	83,546	85,593
車両運搬具	44,445	42,748
減価償却累計額	43,788	42,748
車両運搬具(純額)	657	0
工具、器具及び備品	474,526	454,480
減価償却累計額	454,439	432,803
工具、器具及び備品(純額)	20,086	21,677
土地	1 10,805	1 10,805
建設仮勘定	5,294	-
有形固定資産合計	333,906	315,199
無形固定資産		
ソフトウェア	100,473	80,203
電話加入権	4,909	4,909
無形固定資産合計	105,383	85,113

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	1,620,366	1,766,348
関係会社株式	50,876	50,876
出資金	7,629	7,629
破産更生債権等	538	1,785
長期前払費用	8,132	7,502
保険積立金	223,033	183,601
その他	54,517	52,559
貸倒引当金	465	1,727
投資その他の資産合計	964,627	1,068,576
固定資産合計	1,403,917	1,468,888
資産合計	5,713,263	5,585,431
負債の部		
流動負債		
支払手形	1,042,460	818,790
買掛金	565,635	570,229
短期借入金	1,850,000	1,830,000
1年内返済予定の長期借入金	1,115,808	1,101,080
未払金	21,046	14,839
未払費用	114,659	112,584
未払法人税等	9,664	22,878
未払消費税等	29,320	9,514
預り金	24,088	24,195
賞与引当金	60,500	37,400
その他	300	200
流動負債合計	2,833,482	2,541,712
固定負債		
長期借入金	1,107,880	1,97,140
繰延税金負債	24,844	63,307
退職給付引当金	146,400	155,900
その他	3,500	3,500
固定負債合計	282,624	319,847
負債合計	3,116,107	2,861,559

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	829,600	829,600
資本剰余金		
資本準備金	509,408	509,408
資本剰余金合計	509,408	509,408
利益剰余金		
利益準備金	131,380	131,380
その他利益剰余金		
買換資産圧縮積立金	53,877	51,279
別途積立金	500,000	500,000
繰越利益剰余金	534,341	530,492
利益剰余金合計	1,219,598	1,213,152
自己株式	85,975	86,124
株主資本合計	2,472,631	2,466,036
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	119,083	217,773
繰延ヘッジ損益	5,440	40,061
評価・換算差額等合計	124,523	257,835
純資産合計	2,597,155	2,723,871
負債純資産合計	5,713,263	5,585,431

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高		
製品売上高	965,080	956,359
商品売上高	7,264,534	6,922,906
売上高合計	8,229,615	7,879,265
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	1,363,707	1,314,256
当期製品製造原価	763,944	583,188
当期商品仕入高	5,495,895	5,380,179
合計	7,623,547	7,277,625
他勘定振替高	14,281	12,569
商品及び製品期末たな卸高	1,314,256	1,248,787
売上原価合計	6,305,009	6,026,267
売上総利益	1,924,605	1,852,997
販売費及び一般管理費	2,195,390	2,182,275
営業利益又は営業損失()	26,784	27,722
営業外収益		
受取利息	590	594
受取配当金	13,591	13,522
受取家賃	4,642	3,928
受取保険金	74,010	27,656
その他	4,847	4,351
営業外収益合計	97,682	50,054
営業外費用		
支払利息	14,283	13,634
手形売却損	6,121	5,557
電子記録債権売却損	1,515	5,004
その他	11,986	7,589
営業外費用合計	33,907	31,786
経常利益	36,990	45,991
税引前当期純利益	36,990	45,991
法人税、住民税及び事業税	9,000	19,000
法人税等調整額	17,396	4,599
法人税等合計	26,396	23,599
当期純利益	10,593	22,392

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)		当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		435,324	57.2	308,975	52.6
労務費		176,532	23.2	138,388	23.6
経費		148,734	19.6	139,906	23.8
当期総製造費用		760,590	100.0	587,271	100.0
期首仕掛品たな卸高		35,032		31,679	
合計		795,623		618,950	
期末仕掛品たな卸高		31,679		35,761	
当期製品製造原価		763,944		583,188	

原価計算の方法

当社の原価計算の方法は、総合原価計算制度を採用しております。

(注) 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
外注加工費(千円)	55,176	53,949
減価償却費(千円)	27,105	27,949

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
				買換資産圧 縮積立金	別途積立金	繰越利益剰 余金		
当期首残高	829,600	509,408	509,408	131,380	55,670	500,000	560,406	1,247,457
当期変動額								
剰余金の配当							38,451	38,451
買換資産圧縮積立金の取崩					1,793		1,793	-
当期純利益							10,593	10,593
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	1,793	-	26,065	27,858
当期末残高	829,600	509,408	509,408	131,380	53,877	500,000	534,341	1,219,598

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合 計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	85,945	2,500,520	193,301	34,528	227,830	2,728,350
当期変動額						
剰余金の配当		38,451				38,451
買換資産圧縮積立金の取崩		-				-
当期純利益		10,593				10,593
自己株式の取得	30	30				30
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）			74,218	29,088	103,306	103,306
当期変動額合計	30	27,888	74,218	29,088	103,306	131,195
当期末残高	85,975	2,472,631	119,083	5,440	124,523	2,597,155

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計		買換資産圧 縮積立金	別途積立金	繰越利益剰 余金	
当期首残高	829,600	509,408	509,408	131,380	53,877	500,000	534,341	1,219,598
当期変動額								
剰余金の配当							28,838	28,838
買換資産圧縮積立金の取崩					2,598		2,598	-
当期純利益							22,392	22,392
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	2,598	-	3,848	6,446
当期末残高	829,600	509,408	509,408	131,380	51,279	500,000	530,492	1,213,152

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合 計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	85,975	2,472,631	119,083	5,440	124,523	2,597,155
当期変動額						
剰余金の配当		28,838				28,838
買換資産圧縮積立金の取崩		-				-
当期純利益		22,392				22,392
自己株式の取得	148	148				148
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）			98,690	34,621	133,311	133,311
当期変動額合計	148	6,595	98,690	34,621	133,311	126,715
当期末残高	86,124	2,466,036	217,773	40,061	257,835	2,723,871

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	36,990	45,991
減価償却費	81,872	82,337
退職給付引当金の増減額（ は減少）	13,700	9,500
賞与引当金の増減額（ は減少）	19,700	23,100
貸倒引当金の増減額（ は減少）	2,500	961
受取利息及び受取配当金	14,181	14,116
支払利息	14,283	13,634
受取保険金	74,010	27,656
売上債権の増減額（ は増加）	153,335	161,057
たな卸資産の増減額（ は増加）	51,736	36,955
仕入債務の増減額（ は減少）	359,689	215,233
その他	81,696	25,417
小計	199,860	44,912
利息及び配当金の受取額	14,181	14,127
利息の支払額	14,361	14,190
法人税等の支払額	51,339	8,677
営業活動によるキャッシュ・フロー	251,380	36,171
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	37,468	38,073
定期預金の払戻による収入	37,733	37,467
投資有価証券の取得による支出	64,791	5,976
有形固定資産の取得による支出	58,153	44,283
無形固定資産の取得による支出	52,218	3,510
保険積立金の積立による支出	34,071	32,118
保険積立金の払戻による収入	78,101	132,073
その他	3,866	1,926
投資活動によるキャッシュ・フロー	127,001	47,505
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	120,000	20,000
長期借入れによる収入	150,000	100,000
長期借入金の返済による支出	108,736	125,468
自己株式の取得による支出	30	148
配当金の支払額	38,224	29,230
財務活動によるキャッシュ・フロー	123,009	74,847
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	255,372	8,829
現金及び現金同等物の期首残高	952,038	696,665
現金及び現金同等物の期末残高	696,665	705,495

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)であり、評価方法は次のとおりであります。

商品及び製品 移動平均法(但し、物流機器類の一部は個別法)

仕掛品 移動平均法

原材料及び貯蔵品 同上

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法(但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年~50年

その他 2年~40年

無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たす場合は、振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約取引

ヘッジ対象 外貨建債務等

ヘッジ方針

外貨建輸入取引に係る将来の外国為替相場変動リスクをヘッジするために社内規程等に基づき、過去の取引実績を勘案し、現状の取引に対応して行っております。なお、短期的な売買差益を獲得する目的(トレーディング目的)や、投機目的のためにデリバティブ取引を行うことはありません。

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引においては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後継続して為替相場の変動を完全に相殺するものと想定することができるため、有効性の判定を省略しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。また、セグメント情報に与える影響は軽微であるため、記載を省略しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「手形売却損」に含めていた「電子記録債権売却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「手形売却損」に表示していた7,636千円は、「手形売却損」6,121千円、「電子記録債権売却損」1,515千円として組替えております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
建物	197,372千円	182,735千円
土地	3,335	3,335
投資有価証券	113,760	107,243
計	314,468	293,313

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
短期借入金	747,112千円	748,300千円
長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	223,688	198,220
計	970,800	946,520

2 過年度に取得した有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は、機械及び装置 30,000千円であります。

3 受取手形等割引高

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
受取手形割引高	414,366千円	357,146千円
電子記録債権割引高	80,154千円	55,850千円

(損益計算書関係)

- 1 他勘定振替高は、販売費及び一般管理費への振替であります。
- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度59%、当事業年度62%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度41%、当事業年度38%であります。
 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
運賃諸掛	290,880	301,001
業務委託費	198,327	209,177
従業員給与手当	650,118	564,086
貸倒引当金繰入額	2,500	961
賞与引当金繰入額	50,336	31,585
退職給付費用	28,477	34,836
減価償却費	54,767	54,387

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	10,370,800			10,370,800

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	757,840	170		758,010

(注) 自己株式の増加170株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	38,451	4.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	28,838	利益剰余金	3.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日

当事業年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,370,800			10,370,800

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	758,010	950		758,960

（注）自己株式の増加950株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年 6月29日 定時株主総会	普通株式	28,838	3.00	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生在翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年 6月29日 定時株主総会	普通株式	19,223	利益剰余金	2.00	平成29年 3月31日	平成29年 6月30日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
現金及び預金勘定	785,160千円	794,596千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	88,494	89,100
現金及び現金同等物	696,665	705,495

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金は銀行からの借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、主に設備投資と運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「6. 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売規程の与信管理に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主に株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引については、信用力の高い大手金融機関とのみ取引を行っているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、一部先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市場や取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内諸規程に従い行っており、状況につきましては定期的に経理担当役員等に報告しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項（デリバティブ取引関係）におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち18.3%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（平成28年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	785,160	785,160	-
(2) 受取手形	153,320	153,320	-
(3) 電子記録債権	219,129	219,129	-
(4) 売掛金	1,438,575	1,438,575	-
(5) 未収入金	159,542	159,542	-
(6) 投資有価証券 その他有価証券	620,306	620,306	-
資産計	3,376,035	3,376,035	-
(1) 支払手形	1,042,460	1,042,460	-
(2) 買掛金	565,635	565,635	-
(3) 短期借入金	850,000	850,000	-
(4) 長期借入金(1)	223,688	224,222	534
負債計	2,681,783	2,682,318	534
デリバティブ取引(2)	7,873	7,873	-

(1) 長期借入金は、1年内返済予定のものを含んでおります。

(2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

当事業年度（平成29年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	794,596	794,596	-
(2) 受取手形	177,693	177,693	-
(3) 電子記録債権	383,779	383,779	-
(4) 売掛金	1,121,333	1,121,333	-
(5) 未収入金	90,993	90,993	-
(6) 投資有価証券 その他有価証券	766,288	766,288	-
資産計	3,334,685	3,334,685	-
(1) 支払手形	818,790	818,790	-
(2) 買掛金	570,229	570,229	-
(3) 短期借入金	830,000	830,000	-
(4) 長期借入金(1)	198,220	198,249	29
負債計	2,417,240	2,417,269	29
デリバティブ取引(2)	57,976	57,976	-

(1) 長期借入金は、1年内返済予定のものを含んでおります。

(2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金、(5) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格、又は金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

- (1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定される方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項(デリバティブ取引関係)をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
非上場株式(千円)	60	60
関係会社株式(千円)	50,876	50,876

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、非上場株式は「(6) 投資有価証券 その他有価証券」、関係会社株式は上記の表にそれぞれ含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成28年3月31日)

区分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	785,160	-	-	-
受取手形	153,320	-	-	-
電子記録債権	219,129	-	-	-
売掛金	1,438,575	-	-	-
未収入金	159,542	-	-	-
合計	2,755,729	-	-	-

当事業年度(平成29年3月31日)

区分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	794,596	-	-	-
受取手形	177,693	-	-	-
電子記録債権	383,779	-	-	-
売掛金	1,121,333	-	-	-
未収入金	90,993	-	-	-
合計	2,568,397	-	-	-

4. 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額
 前事業年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	850,000	-	-	-	-	-
長期借入金	115,808	70,720	37,160	-	-	-
合計	965,808	70,720	37,160	-	-	-

当事業年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	830,000	-	-	-	-	-
長期借入金	101,080	70,280	26,860	-	-	-
合計	931,080	70,280	26,860	-	-	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額 50,876千円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成28年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	386,955	197,535	189,419
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	27,378	16,457	10,921
	小計	414,333	213,993	200,340
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	153,781	186,246	32,464
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	52,191	52,611	420
	小計	205,972	238,858	32,885
合計		620,306	452,851	167,454

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 60千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成29年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	633,650	326,782	306,868
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	30,538	16,500	14,038
	小計	664,189	343,282	320,907
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	52,872	62,933	10,060
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	49,226	51,736	2,510
	小計	102,098	114,670	12,571
合計		766,288	457,952	308,335

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 60千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

重要性が乏しいと考えられるため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前事業年度(平成28年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
繰延ヘッジ処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	258,236	-	7,873
合計			258,236	-	7,873

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づいて算定しております。

当事業年度(平成29年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
繰延ヘッジ処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	474,060	243,879	57,976
合計			474,060	243,879	57,976

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づいて算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の退職一時金制度を設けており、給付額の一部につきましては、確定給付企業年金制度からの給付額で充当しております。

また、当社が有する退職一時金制度は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	132,700千円	146,400千円
退職給付費用	34,476	40,134
退職給付の支払額	10,507	20,467
制度への拠出額	10,268	10,166
退職給付引当金の期末残高	146,400	155,900

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	375,138千円	380,769千円
年金資産	228,738	224,869
退職給付引当金	146,400	155,900
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	146,400	155,900

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 34,476千円 当事業年度 40,134千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	18,694千円	11,556千円
退職給付引当金	45,237	47,705
貸倒引当金	545	806
投資有価証券評価損	4,505	4,462
会員権評価損	14,003	13,867
未払役員退職慰労金	625	-
未払社会保険料	2,772	1,735
未払事業税	1,921	3,146
一括償却資産繰入限度超過額	2,158	1,551
その他	7,675	7,035
繰延税金資産小計	98,139	91,867
評価性引当額	19,590	19,400
繰延税金資産合計	78,549	72,467
(繰延税金負債)		
買換資産圧縮積立金	24,092	22,610
その他有価証券評価差額金	48,371	90,562
繰延ヘッジ利益	2,432	17,914
繰延税金負債合計	74,897	131,087
繰延税金資産(負債)の純額	3,651	58,620

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.1%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.0	5.0
住民税均等割	21.7	17.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.2	1.7
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	9.0	-
その他	1.8	0.0
税効果会計適用後の法人税等負担率	71.4	51.3

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいと考えられるため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、構成単位毎に財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社に商品及び製品別の事業本部を置き、各事業本部は取り扱う商品及び製品について包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は事業本部を基礎とした「生活関連用品」及び「物流機器」の2つを報告セグメントとしております。

「生活関連用品」は、ショベル類、アウトドア用品類及び工事・農業用機器類の販売を行っております。「物流機器」は、電動移動棚、回転ラック、運送用具等の販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	損益計算書 計上額
	生活関連用品	物流機器	合計		
売上高	5,518,589	2,711,026	8,229,615	-	8,229,615
セグメント利益又は 損失()	97,013	105,386	202,399	229,184	26,784
その他の項目					
減価償却費	56,772	15,837	72,609	9,262	81,872

(注)1. セグメント利益又は損失の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. セグメント資産および負債については、経営資源の配分の決定および業績を評価するための検討対象とはなっていないため記載しておりません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	損益計算書 計上額
	生活関連用品	物流機器	合計		
売上高	5,432,298	2,446,967	7,879,265	-	7,879,265
セグメント利益	131,440	103,190	234,630	206,908	27,722
その他の項目					
減価償却費	57,451	15,286	72,737	9,599	82,337

(注)1. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. セグメント資産および負債については、経営資源の配分の決定および業績を評価するための検討対象とはなっていないため記載しておりません。

【関連情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略していません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高（千円）	関連するセグメント名
ニチユ三菱フォークリフト株式会社	1,556,393	物流機器

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略していません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高（千円）	関連するセグメント名
ニチユ三菱フォークリフト株式会社	1,306,709	物流機器

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
1株当たり純資産額 270円18銭	1株当たり純資産額 283円39銭
1株当たり当期純利益 1円10銭	1株当たり当期純利益 2円33銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年 3月31日)	当事業年度 (平成29年 3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,597,155	2,723,871
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,597,155	2,723,871
普通株式の発行済株式数(千株)	10,370	10,370
普通株式の自己株式数(千株)	758	758
1株当たり純資産額の算定に用いられた期 末の普通株式の数(千株)	9,612	9,611

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
当期純利益(千円)	10,593	22,392
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	10,593	22,392
普通株式の期中平均株式数(千株)	9,612	9,612

(重要な後発事象)

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催の第113期定時株主総会に、株式併合に係る議案を付議することを決議いたしました。併せて、当該株主総会において株式併合に係る議案が承認可決されることを条件として、単元株式数の変更および定款の一部変更を行うことを決議いたしました。株式併合に係る議案は、同株主総会において承認されました。その内容は以下のとおりです。

1. 株式併合について

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する移行期限を平成30年10月1日に決定いたしました。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的に、株式併合（10株を1株に併合）を実施するものがあります。

(2) 株式併合の内容

株式併合する株式の種類

普通株式

株式併合の方法・比率

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	10,370,800 株
株式併合により減少する株式数	9,333,720 株
株式併合後の発行済株式総数	1,037,080 株

(注)「株式併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

株式併合による影響

株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、普通株式1株当たり純資産額は10倍となり、株式市場の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の効力発生日（平成29年10月1日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（10分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数（平成29年10月1日）
40,000,000 株	4,000,000 株

2. 単元株式数の変更について

(1) 単元株式数の変更の理由

上記「1. 株式併合について（1）株式併合の目的」に記載のとおり、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づく、売買単位の100株への移行期限の決定に対応するためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更日

平成29年10月1日

3. 定款の一部変更について

上記「1. 株式併合について(1) 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させ、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第6条(発行可能株式総数および単元株式数)を変更するものであります。

なお、会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに基づき、株主総会における定款の一部変更の決議を経ずに、本定款変更を行います。

4. 株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年5月12日
株主総会決議日(株式併合)	平成29年6月29日
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日
定款の一部変更の効力発生日	平成29年10月1日

5. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の、前事業年度および当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	2,701円77銭	2,833円87銭
1株当たり当期純利益	11円02銭	23円29銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,125,870	390	1,410	1,124,850	932,060	15,869	192,790
構築物	139,600	-	760	138,840	134,506	912	4,333
機械及び装置	879,010	22,501	12,916	888,595	803,001	20,454	85,593
車輛運搬具	44,445	-	1,697	42,748	42,748	657	0
工具、器具及び備品	474,526	18,792	38,839	454,480	432,803	17,202	21,677
土地	10,805	-	-	10,805	-	-	10,805
建設仮勘定	5,294	-	5,294	-	-	-	-
有形固定資産計	2,679,553	41,683	60,917	2,660,319	2,345,120	55,096	315,199
無形固定資産							
ソフトウェア	142,698	6,970	12,395	137,273	57,070	27,240	80,203
電話加入権	4,909	-	-	4,909	-	-	4,909
無形固定資産計	147,608	6,970	12,395	142,183	57,070	27,240	85,113
長期前払費用	8,132	3,804	4,434	7,502	-	-	7,502

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	850,000	830,000	1.3	-
1年以内に返済予定の長期借入金	115,808	101,080	0.7	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	107,880	97,140	0.6	平成30年4月～平成32年3月
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	1,073,688	1,028,220	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	70,280	26,860	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,465	1,961	-	1,000	2,427
賞与引当金	60,500	37,400	60,500	-	37,400

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)については、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	4,229
預金	
当座預金	536,892
普通預金	21,237
外貨預金	8,135
定期預金	197,100
積立預金	27,000
小計	790,366
合計	794,596

ロ．受取手形

(a) 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社ナフコ	45,414
宮城鋼具株式会社	9,316
中西金属工業株式会社	7,743
株式会社長谷川熊吉商店	7,618
株式会社サンデー	4,499
その他	103,100
合計	177,693

(b) 期日別内訳

期日	金額（千円）
平成29年4月	21,422
5月	24,470
6月	92,827
7月	38,323
8月	649
9月以降	-
合計	177,693

八．電子記録債権

(a) 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
ニチュ三菱フォークリフト株式会社	161,850
D C Mホールディングス株式会社	93,446
株式会社コメリ	40,903
イオン九州株式会社	36,121
株式会社福井	20,000
その他	31,457
合計	383,779

(b) 期日別内訳

期日	金額（千円）
平成29年4月	23,295
5月	141,231
6月	51,471
7月	89,890
8月	77,890
9月以降	-
合計	383,779

二．売掛金

(a) 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
ニチュ三菱フォークリフト株式会社	145,850
コーナン商事株式会社	97,169
株式会社ナフコ	73,131
株式会社福井	52,960
株式会社カインズ	42,936
その他	709,285
合計	1,121,333

(b) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
1,438,575	8,509,606	8,826,848	1,121,333	88.7	54.9

（注）消費税等の会計処理は税抜方式によっておりますが、上記金額は消費税等込みであります。

ホ．商品及び製品

科目	金額（千円）
商品	
アウトドア用品類	287,650
工事・農業用機器類	653,193
物流機器類	129,298
小計	1,070,141
製品	
ショベル	137,457
スコップ	33,984
その他	7,204
小計	178,645
合計	1,248,787

ヘ．仕掛品

科目	金額（千円）
主材料	21,572
補助材料	2,032
その他	12,156
合計	35,761

ト．原材料及び貯蔵品

科目	金額（千円）
原材料	
鋼材	53,028
原木	21,570
木柄	93,499
小計	168,099
貯蔵品	
塗料	459
鋏・座金	2,096
レットル	2,439
荷造材料	2,662
その他	1,125
小計	8,784
合計	176,883

固定資産
 イ．投資有価証券

区分	金額（千円）
株式	686,583
投資信託	79,764
合計	766,348

流動負債
 イ．支払手形

(a) 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
関包スチール株式会社	185,879
株式会社西沢	82,237
吉田刃物株式会社	59,119
株式会社カクイチ	57,418
石田工業株式会社	39,129
その他	395,006
合計	818,790

(b) 期日別内訳

期日	金額（千円）
平成29年4月	255,757
5月	229,745
6月	169,595
7月	163,691
8月以降	-
合計	818,790

ロ．買掛金

相手先	金額（千円）
関包スチール株式会社	79,416
株式会社上杉輸送機製作所	52,924
株式会社カクイチ	31,658
吉田刃物株式会社	29,793
アルスコーポレーション株式会社	22,308
その他	354,127
合計	570,229

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	2,012,938	4,110,633	6,010,573	7,879,265
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	6,788	25,145	26,009	45,991
四半期(当期)純利益金額(千円)	2,460	12,745	10,959	22,392
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	0.26	1.33	1.14	2.33

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(円)	0.26	1.07	0.19	1.19

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行 株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行 株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とし、当社ホームページに掲載いたします。 ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市内において発行する産経新聞に掲載いたします。 インターネットホームページ (http://www.asaka-ind.co.jp)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社は、定款で単元未満株式の権利を以下のように制限しております。

(単元未満株式についての権利の制限)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 平成29年6月29日開催の第113期定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日(平成29年10月1日)をもって、単元株式数は100株となります。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第112期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月29日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年6月29日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第113期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）平成28年8月10日近畿財務局長に提出

第113期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）平成28年11月14日近畿財務局長に提出

第113期第3四半期（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）平成29年2月13日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成28年6月30日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成28年7月7日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

平成29年6月15日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6月29日

浅香工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 日根野谷 正人 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮本 敬久 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている浅香工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第113期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、浅香工業株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、浅香工業株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、浅香工業株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。